

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和3年4月16日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから4月16日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

まずは1番の原子力規制委員会の関係です。

(1) 第4回原子力規制委員会臨時会議。4月20日火曜日の10時半からとなります。議題は3つございます。

議題1、中央制御室外原子炉停止盤のデジタル化に伴う関西電力高浜発電所核物質防護規定の変更認可申請に対する審査書の取りまとめについて。こちらは高浜発電所の核物質防護規定変更認可に関しまして、中央制御室外原子炉停止盤、いわゆるEP盤の防護措置の変更についての審査書の取りまとめを委員会に諮るものです。

議題2、原子力施設の核物質防護措置に係る審査基準の改正について(その2)。こちらは3月30日の原子力規制委員会臨時会議におきまして、審査基準の改定方針を委員会に諮りました。その際、委員会の指摘があったことから、それを踏まえて資料を修正し、改めて改定方針を委員会に諮るものです。

議題3、核物質防護分野の原子力規制検査の実施状況について。こちらは最近の検査の状況について委員会に報告をするものです。

原子力規制委員会の関係は以上となります。

続きまして、2番の審査会合の関係です。

まず、訂正がございます。1ページ目の一番下、4月19日月曜日、(1) 第90回特定原子力施設監視・評価検討会。前回のブリーフィングでお話しした内容から議題1が追加になっております。また、前回、議題4ということで中期的リスクの低減目標マップにおける検討指示事項に対する工程表についてというものをお知らせしておりましたけれども、今回、議題1が追加になりまして、前回申し上げた議題4、今申し上げた議題が落ちております。御承知おきいただければと思います。

それでは、2ページ目を御覧ください。一番上です。4月20日火曜日、(2) 第23回核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合。こちらは議題が2つございます。

1つ目ですが、日本原子力研究開発機構（JAEA）の高速炉臨界実験装置（FCA）の廃止

措置計画認可と保安規定変更認可に関しまして、3月31日の認可申請の概要説明を受けるものです。

議題2は、同じくJAEAの5つの施設、JRR-2、JRR-4、TRACY、DCA、原子力船「むつ」、これらについて3条改正に係る廃止措置計画変更認可申請の手続が進められておりますが、現在の申請内容に性能維持施設を追加するという補正申請が3月12日に行われておりますので、その補正申請の概要説明を受けるものです。

続きまして、1つ飛んで(4)第967回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。こちらは日本原電東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に関する設置変更許可の審査を行うものです。

続きまして、1つ飛んでその下に行きます。4月23日金曜日、(6)第10回継続的な安全性向上に関する検討チーム。こちらは1月から3回に分けて外部の委員から規制機関と事業者の関係について説明を受けてきました。今回はそれらを荻野長官から振り返り、議論を行うものです。

では、その下です。(7)第968回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。議題は、東北電力東通原子力発電所の設置変更許可に関しまして、プレート間地震の地震動評価についての昨年10月2日の会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

一番上です。(8)第4回放射性同位元素等規制法に係る審査ガイド等の整備に関する意見聴取。宮本安全規制管理官の対応となります。

こちらの議題ですけれども、これまで3回に分けてRI法に係る審査ガイドの案について被規制者から意見を聴取してまいりました。今回はその最終回として、ガイド案の残りの部分について意見の聴取を行うものです。

続きまして、1つ飛ばしてその下です。(10)第969回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。議題ですが、日本原電東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可の審査を行うものです。

続きまして、3番の書面会合の関係です。4ページ目を御覧ください。

一番上です。4月20日火曜日から4月22日木曜日まで、(4)第5回核燃料サイクル技術評価検討会(書面審議)。こちらは技術基盤グループの安全研究プロジェクトで令和2年度に終了した核燃料サイクル技術に関する研究1件の事後評価を外部専門家に書面で依頼するものです。

続きまして、その下です。4月23日金曜日から4月27日火曜日まで、(5)第11回プラント安全技術評価検討会(書面審議)。こちらは令和2年度に終了したプラント安全技術に関する研究1件の事後評価を書面で依頼するものです。

最後、4番の委員の現地視察等についてです。

(1)佐賀県での地元関係者との意見交換および九州電力株式会社玄海原子力発電所の現地視察。こちらは4月9日に実施する旨をお知らせしておりましたけれども、新型コロ

ナに係るまん延防止等重点措置が東京都などで実施されたことを踏まえまして、延期することとなりました。新しい日程が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

広報日程の関係は以上なのですが、前回のブリーフィングで私が間違っただけを言いましたので、1点訂正させていただきます。

御質問の中で、行政命令の効力が発生するのはいつかというお尋ねに対しまして、私の意見で決定時だと認識していますということを申し上げました。実は調べてみますと一般にいわれる到達時、民法97条がおおむね適用されておりまして、基本的には意思表示の通知が相手に到達したときとなります。こちらが正しくて、決定時ではございませんでしたので、この場を借りて訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—